

## 「天武朝の仏教政策」

はじめに

天武天皇元年（六七二）、古代最大の内乱と称される壬申の乱で、天智天皇の皇子で当時の近江朝の実質的な執政者であった大友皇子に勝利した大海人皇子は翌二年（六七三）二月に飛鳥浄御原宮に天武天皇として即位した。<sup>(1)</sup>この壬申の乱における天武天皇の勝利が大きな歴史的意義をもつことは周知の事実である。つまり、この戦いによって近江朝廷のなかで天皇を補佐してきた大豪族のほとんどが没落し、天武天皇を援助した伊勢・尾張・美濃を中心とする中小豪族が勃興し、朝廷における豪族の再編化が行われたのである。しかし、いくら再編成化が行われても、やはり中小豪族である。そこで、天武天皇の存在が大きくクローズアップされるのである。

前述の通り、壬申の乱の武力をもってした戦いであり、「力」で政権を奪取した天武天皇が絶対的な権力をもって天皇の地位に君臨したことは想像にかたくない。この天武天皇の政権が軍事的な色彩を帯びていることは、『日本書紀』の天武天皇一三年（六八四）閏四月丙戌条の詔で、

凡政要者軍事也。

と述べていることでも明らかであろう。<sup>(2)</sup>

事実、軍事的に絶対的な自負をもっていた天武天皇は、再編成化された諸豪族に対しても妥協を許していない。天武天皇四年（六七五）二月乙丑条では、

詔曰、甲子年諸氏被<sub>レ</sub>給部曲者、自<sub>レ</sub>今以後、皆除之。又親王諸王及諸臣、并諸寺等所<sub>レ</sub>賜、山澤嶋浦、林之陂池、前後並除焉。

と、天智天皇が白村江の戦いで唐・新羅の連合軍に敗れ、国内の豪族間で天智天皇に対する不信感が高まりつつあった翌年の天智天皇三年（六六四）にその妥協策として出された、一部の部曲の復活（いわゆる「甲子の宣」）を再び廃止することなどは、まさに絶対的な権力を保持してのみ可能な命令といえよう。

それでは、天武天皇のめざした国家体制はいかなるものだったのであろうか。その答えは、聖徳太子以来の念願で、大化改新の詔でも提唱されている天皇を中心とするピラミッド型の体制、つまり中央集権体制の具現化であろうと考えられる。この具現化は、政治的体制はも

御子柴 大介

ちろんのこと、宗教のようなイデオロギー的要素をもつものまでも含むものであった。

本稿ではその宗教政策、とくに六世紀中頃、朝鮮半島から伝来された外来宗教である仏教にスポットライトをあてて、若干の考察を行ってみたいと思う。

## 一、「国家仏教」の意味と成立

奈良時代のわが国における仏教は「国家仏教」と一般的に称されている。このことは、天平一三年（七四一）に出された有名な「国分寺造立の詔」<sup>(3)</sup>の中の

其造塔之寺、兼爲國華。

という語や、天平一五年（七四三）に近江国芝香樂宮において出された「盧舎那大仏造立の詔」<sup>(4)</sup>の中での、

誠欲頼三寶之威靈、乾坤相泰、修萬代之福業、動植咸榮。

という文中に色濃く反映されているといえよう。

ところで、ここで問題にする「国家仏教」というのは、はたしてどのような概念をもつものなのだろうか。ちなみに管見したところの辞書や事典の類には全く記載されていない。したがって、ここでは「国家仏教」の意味的なものを従来の学説に導かれながら考察していこうと思う。

鶴岡静夫氏は「国家仏教」のことを、「仏教をして国家に奉仕させ

るものである」と規定し、また「仏教は政治のために利用された」とされて、仏教が政治的状況の中に包括された状態のことと称している<sup>(5)</sup>。中井真孝氏は、

国家の仏教に対する最大の課題は、律令的国家体制をととのえる過程で、仏教を国家機構のなかに位置づけ、仏教受容の主体を天皇制国家にあらしめることである。

と説明されている<sup>(6)</sup>。

しかし、以上の鶴岡・中井両氏の説明では具体性に乏しいということが若干感じられ、今ひとつしつかりと定着するにいたっていない。

そこで、今現在「国家仏教」の意味として学界に拡く定着しているのが次の田村円澄氏の見解である。田村氏は、わが国に仏教が伝来してから、歴史的に「国家仏教」の成立過程を論じられ、その結論として「国家仏教」の意味を以下のように述べておられる。

「国家仏教」とは、律令国家の仏教の謂であるが、この言葉には、二つの意味がこめられている。もし律令国家仏教の「律令」に重点を置かならば、僧尼令において集中的に表現されているような、律令国家権力の規制を受ける仏教（≡僧尼・寺院）が焦点となるが、これに反し、もし律令国家仏教の「国家」に重点を置くならば、古代天皇制国家を擁護する仏教（≡仏法）が主題となるであろう<sup>(7)</sup>。以上のように田村氏は「国家仏教」には二つの意味が含まれており、律令国家の頂点に位置する天皇の「公的」な仏教受容に対応するものであると指摘されている。

この他に高取正男氏は「国家仏教」のことを「官寺仏教」といい、<sup>(8)</sup>また宮城洋一郎氏は「律令仏教」と称しているが、<sup>(9)</sup>田村氏の論と比べると前者の意味だけを捕えたもので、後者の「古代天皇制を擁護する仏教」の意味を抜かしているように思われる。

こうしてみると田村氏の「国家仏教」の概念については、ほぼ完成されたもののように思えるのであるが、今一度この田村氏の概念を読んでみると、そこには国家による仏教への統制のみがクローズアップされ、国家の仏教に対する期待、つまり、仏教を利用するために仏教を擁護したという一面が希薄であるように思われる。

この仏教に対する擁護に関しては、八世紀の初頭において、国家に帰属する僧尼の得度権を無視して、自分自身で勝手に僧尼と称する、いわゆる「私度僧」の増加がそれを証明している。つまり、それだけ僧尼という身分に対して魅力を感じる要素が多いのである。その魅力的要素の最たるものは、僧尼に対する課役免除の特権であろう。その当時の課役の過酷さは、『続日本紀』の和銅四年（七一）9月丙子条の、

勅、頃開、諸國役員、勞於造都、奔亡猶多、雖禁不止。

を始めとして、想像を絶するものがある。そのような状況の中で僧尼に対しては課役免除を行っている。ということは、僧尼に対する国家の期待がいかに大きく、国家が仏教に対し、その見返りとして擁護していることがわかるのである。

それではなぜ、国家が仏教に対してこのような優遇的な処置を加え

るのであろうか。そのことについては、くりかえすようだが、国家の仏教に対する期待に相応する見返りとしてだと考える。つまり、わが国に古来からある自然神に対する崇拜、いいかえれば神祇信仰においては、仏教のような普遍的な教理というものが存在しない。ところが、仏教には經典に代表されるように、一つ一つの状況に応じた対応策がはつきりと示されている。そこで、国家が国を支配していく具体的な状況に普遍的な教理をもち、具体的な内容を示す經典が存在する仏教を用いたことは当然考えられることである。その一つに護国經典の使用がある。『日本書紀』齊明天皇六年（六六〇）五月是月条の

是月有司奉勅造一百高座、一百納袈裟。設仁王般若會。

は、護国經典である『仁王般若波羅蜜經』を用いて「鎮護国家」を祈願している。

また天武天皇五年（六七六）是夏条では、

大早。遣使四方捧幣帛。祈諸神祇。亦請諸僧尼祈三寶。然不雨。由是五穀不登。百姓飢之。

とあるように、これ以前の祈雨の際には神祇信仰のみに頼っていたのを、仏教の祈雨の修法を取り入れ、これより以後は仏教の修法が神祇を凌駕するという事実には、国家の仏教に対する期待があらわれているように思われる。

以上の記事から七世紀後半に国家の仏教に対する期待が具体的に変わっていくのがわかるのであるが、ここで注意しておきたいのは、その期待する内容がまさに現実に則した面に終始していることである。そ

もそも仏教は、「悟(覚)りの宗教」と称されるように、人間の生活・生き方を主題とした教えである。それが西暦一〜二世紀の頃に中国に伝来してから次第に国家の需要に応じて現実的な面、つまり現世利益的な傾向を帯びるようになっていった。わが国の仏教というものを考えてみると、とくに奈良時代以前においては、七世紀前半の聖徳太子の仏教理解以外は、インドの仏教的内容よりも中国において行われた現世利益的内容を踏襲していることは、否定できない事実である。

さて以上述べてきたことをふまえて「国家仏教」の意味を捕えてみたい。「国家仏教」と称される条件としては、まず国家が仏教の持っている現世利益的な性格をよく把握することが挙げられる。すなわち具体的には『仁王経』や『金光明経』などの護国經典の講読を行い、「鎮護国家」を祈ったり、早魃などの際に祈雨の修法を僧尼に行わせるなどの事実が第一の条件となるであろう。次にそのような仏教に対する期待の見返りとしての優遇処置がとられなければならない。これは前述の僧尼に対する課役免除の特権や、『日本書紀』天武天皇八年(六七九)四月乙卯条に、

詔曰。商量諸有<sub>二</sub>食封<sub>一</sub>寺所由。而可<sub>レ</sub>加加之。可<sub>レ</sub>除除之。

とあるように、諸寺に対して食封を与えていることよって具体的に示されている。そして、三番目の条件としては、二番目に記した優遇処置だけではなく、その処置がいきすぎないための規制処置もあわせて施行されていることである。この規制処置については、前に田村円澄氏が述べられているように「僧尼令」というものに代表されるであ

ろう。以上の三条件をまとめて「国家仏教」の意味・特徴を自分なりに記すと次のようになる。

- ① 仏教の現世利益的な面に対する国家側の期待。
- ② 僧尼・寺院に対する国家的な優遇処置。
- ③ 僧尼・寺院に対する国家的な規制処置。

この三つの特徴が歴史的な事実として表出した時が、「国家仏教」の成立期となるのである。田村円澄氏は前にあげた論文<sup>(10)</sup>の中で、仏教伝来以来の仏教の歴史的過程を述べておられるが、それは次の通りである。

- (一) 傍観的中立の段階——欽明・敏達・崇峻天皇
- (二) 「私的」受容の段階——用明天皇
- (三) 「公的」接触の段階——仏教統制の発端——推古天皇
- (四) 「私的」接触の段階——宮廷仏教の成立——舒明・皇極天皇
- (五) 「私的」受容から「公的」受容へ——宮廷仏教の展開——孝徳・天智天皇

(六) 「国家的」受容の段階——斉明天皇

(七) 「国家仏教」の成立——律令国家と仏教——天武天皇

そして以上のような成立過程をふまえたうえで「国家仏教」は律令国家の頂点に位置する天皇の「公的」な仏教受容に対応するものとされた。田村氏のあげる「国家仏教」成立の条件は以下の通りである。

- (一) 「国家仏教」は律令国家に対応する段階の仏教であり、従って、律令体制の存在が前提となる。

(二) 律令国家の天皇は、仏法興隆の主導権を掌握していた。

(三) 天皇は仏法興隆の主導権と同時に、仏教統制の権限をも把握していた。

(四) 「国家仏教」の教説が唱導されるとともに、それにふさわしい「護国経典」が選ばれた。

(五) 仏教の全国的な普及がおこなわれ、定着していた。

右の五つの条件を充たし、名実ともに「国家仏教」を成立させたのは天武天皇であるとされて、その時代を「国家仏教」の成立の時期であるとされたのである。

私自身も、この田村氏の論を支持したい。その理由として、私が前に述べた「国家仏教」の意味は、すべて「全国的」ということが大前提となっているからである。その意味からして、全国的に国家の主導権を握ったのは壬申の乱に勝利し、「力」でもって権力を自分のものとした天武天皇こそがふさわしい人物だといえるだろう。<sup>(11)</sup>

## 二、「大寺制」の制定

前章において、「国家仏教」の成立時期を天武天皇の時代と考えてみたわけだが、本章では、国家的機能を有する「大寺制」について論じてみたいと思う。

「はじめに」で述べたように、天武・持統両天皇の治める七世紀後半は、壬申の乱の結果、それ以前の朝廷内の勢力が一掃され、新たな勢力が再編成されて、天皇を中心とするピラミッド型の中央集権体制

へのスタートの時期であった。そして、その基盤となるのが律令であることを考えると律令体制の実質的な開幕であるともいえる。このような律令体制の中に「仏教」というイデオロギー的な面を包括させるために、天武・持統両天皇は仏教に対して数多くの施策を行っていた。この点についての理由としては、天武天皇の仏教に対する重要性の認識が非常に強かったことがあげられる。それは、天智天皇が病床に就いていた時、皇太子であった大海人皇子（天武天皇）をよび、後のことを頼むと言われた時、大海人皇子が、大友皇子との関係で危険を察知し、大海人皇子自身が出家し、沙門となり吉野へ行ったことからもうかがわれる。<sup>(12)</sup>

以上のように、仏教に対して関心をもった天武天皇は、寺院統制という点において、天武天皇九年（六八〇）四月是月条で次のような勅を出している。

凡諸寺者。自今以後。除爲國大寺<sub>二三</sub>以外。官司莫<sub>レ</sub>治。唯其有食封<sub>レ</sub>者。先後限三十年。若數<sub>レ</sub>年滿<sub>三十三</sub>。則除之。且以爲、飛鳥寺<sub>レ</sub>不可<sub>レ</sub>關<sub>二</sub>官司治<sub>一</sub>。然元爲<sub>二</sub>大寺<sub>一</sub>而官司恒治。復嘗有功。是以猶入官<sub>レ</sub>治之例<sub>一</sub>。

この勅は寺院統制に関する重要なもので、内容としては、

(一) 「国大寺」の規定

(二) 寺封の制度

(三) 飛鳥寺（元興寺）の特別処置

の三つに大きくわかれる。この(一)の内容にある「国大寺」は「大寺」

ともいわれ、本章の表題に掲げる「大寺制」に直接関係してくるので、この勅について少々考察を加えてみることにする。

この勅以前にも「百濟大寺」や、「元興寺」を「大寺」とよぶことがあつたが、これはあくまでも固有名詞的な表現として用いられたにすぎない。この天武九年の勅以降の「大寺」は「官司」の治める寺院、すなわち「国営」の寺院を指す普通名詞的な表現として用いられるようになった。つまり「大寺」の「大」の字の意味は、「大きい」「小さい」の「大」ではなく、天皇や朝廷などに関係するものに付けて、尊敬の意味を表現する言葉と考えられる。

それでは、「國大寺二三」とされている寺院が具体的にどの寺院を示しているかを考えてみる。『日本書紀』の中で寺院の名称が記載されていないところに問題があるのだが、井上光貞氏や仲野浩氏などは、「大官大寺（百濟大寺）」・「川原寺（後の弘福寺）」・「飛鳥寺（元興寺）」の三寺をあげ一般的な説となつている。<sup>(13)</sup> まず「大官大寺」造營の目的は天武天皇の父である舒明天皇の三三回忌と母である齊明天皇の一三回忌とが重なる天武天皇二年（六七三）に始められたことを考えると、その父母帝の冥福を祈願して行われたものであろう。しかしながら天武天皇六年（六七七）が九月に「大官大寺」と名称が改められたこと<sup>(14)</sup>から、この寺院が単なる「官寺」ではなく国家の中心的な寺院としての性格を授けられたのである。そしてさらに天武天皇の仏教政策の根拠地とするにふさわしい国家の「大寺」に実質的に変化していったことを示している。

次に「川原寺」であるが、孝徳天皇の白雉四年（六五三）六月に僧旻の死亡に際して天皇らが使を遣わして弔い、旻のために仏像を造らせ「安<sub>ニ</sub>置<sub>テ</sub>於<sub>レ</sub>川原寺<sub>一</sub>。」とあるが、その記事の下に注があり、「或本云在<sub>ニ</sub>山田寺<sub>一</sub>。」と記載されている。<sup>(15)</sup> したがって白雉四年当時に「川原寺」が確実に存在したかどうかは、はっきりしない。しかしながら福山敏男氏の研究によつて「川原寺」は、天智天皇の時代に、母である齊明天皇の菩提を弔うために建立されたようである。<sup>(16)</sup> 『日本書紀』における「川原寺」の初見は天武天皇二年（六七三）三月是月条の聚<sub>ニ</sub>書生<sub>一</sub>。始寫<sub>ニ</sub>一切經<sub>一</sub>於<sub>レ</sub>川原寺<sub>一</sub>。

という記事であるが、これは齊明天皇の一三回忌のための写經供養のためと考えられる。この点からみると「川原寺」は天皇の私的な寺のように思われるのであるが、天皇の手によつて造立されたことや、この後にも、朱鳥元年（六八六）五月癸亥条にある

天皇。體不安。因以於<sub>ニ</sub>川原寺<sub>一</sub>說<sub>ニ</sub>藥師經<sub>一</sub>。安<sub>ニ</sub>居于<sub>レ</sub>宮中<sub>一</sub>。

という記事をはじめとして「川原寺」と「天皇」＝国家との結びつきは非常に深いものであったことを考えると、天武天皇の時代当時において「川原寺」が「国大寺」と称される位置にあつたことは否定できないように思われる。

それでは、最後に「元興寺」について述べてみたい。「元興寺」はもともと蘇我氏の氏寺であつたのだが、天武天皇六年（六七七）八月乙巳条で、

大設<sub>ニ</sub>齋飛鳥寺<sub>一</sub>。以讀<sub>ニ</sub>一切經<sub>一</sub>。便<sub>ニ</sub>天皇御<sub>レ</sub>寺南門<sub>一</sub>而禮<sub>ニ</sub>三寶<sub>一</sub>。是

時。詔親王諸王及群卿。每人賜出家一人。其出家者不問男女長幼。皆隨願度之。因以會于大齋。

と天皇の行幸だけではなく、仏教政策に関する詔まで発布している。この記事をはじめとして、造立者である蘇我本宗家の滅亡以後、天皇と「元興寺」との結びつきは並々ならぬものであることをみると、まさに「元興寺」こそ「国大寺」と称されるにふさわしい寺院といえるのではないだろうか。そして、天武天皇九年（六八〇）四月是月条の勅で、

飛鳥寺不可關于司治。然元爪大寺。而官司恒治、復嘗有功。是以入官治之例。

とあって「元興寺」がもともとは氏寺であったが、仏教界に果たした役割が非常に大きかったので特別な例として国の治める寺院に含めることを付け加えているのも、「元興寺」を「国大寺」と称する証しといえよう。しかし、「元興寺」の発願者はあくまでも蘇我氏であり、天皇によるものではない。それゆえに、この天武天皇九年の勅では「國大寺二三」と、はっきりとした数字ではなく、あいまいとした表現となっているのではないだろうか。

次に、この天武天皇九年（六八〇）四月の勅で、「国大寺」と指定された寺院以外の諸寺院について、どのような処置が施されているかを考えてみたい。この勅では「国大寺」の制度をしたのに続けて以下のように記されている。

唯其有食封者。先後限三十年。若數年滿三十則除之。

つまり食封を認められた寺院に関しては、その食封の所有の年数を前後三〇年に制限するというものである。この食封を認められた寺院の選定は、前の勅の出された天武天皇八年（六九七）四月乙卯条の、詔曰。商量諸有食封寺所由。而可加加之。可除除之。是日定所寺名也。

という詔が前提となつて行われたと思われる。このように、食封の年数を制限された寺院の例として、朱鳥元年（六八六）八月己丑条の、檜隈寺。輕寺。大窪寺。各封百戸。限卅年。

という記事や、『続日本紀』の文武天皇三年（六九九）六月戊戌条の、施山田寺封三百戸。限卅年也。

という記事によって、「檜隈寺」「輕寺」「大窪寺」「山田寺」などの寺院をあげることができる。

以上、天武天皇八年四月の詔と、翌天武天皇九年四月の勅で、全国の寺院に対する、国家からみた位置づけ、つまり「寺格制度」が制定された<sup>(17)</sup>と考えるのである。この「寺格制度」は後に、醍醐天皇の命により藤原時平や忠平らによって編集され、延長五年（九二七）に完成された『延喜式』の「玄蕃寮 別当三綱条」に

凡諸大寺并有封寺別當三綱。以四年爲秩限。遷代之日。即責解由。但廉節可稱之徒。不<sub>レ</sub>論年限。殊錄功績。申<sub>レ</sub>官褒賞。自餘諸寺依<sub>レ</sub>官符任別當及尼寺鎮。並同<sub>レ</sub>比例。其未<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>解由輩永不<sub>レ</sub>任用。亦不<sub>レ</sub>公請。但僧綱別勅任別當者。不<sub>レ</sub>在此限。

（傍点筆者）

という条項があり、「大寺」・「有封寺」・「諸寺」の三つの寺格は、天武天皇九年（六八〇）四月の勅より継続されていたことがわかれる。これら三種類の寺院に対する処置をまとめてみると次のようになる。

- (一) 「大寺」—— 永年の寺に対する食封を所有し、官治にあずかる寺院。
- (二) 「有封寺」—— 期間の制限付の寺に対する食封を所有し、その期間中は官治にあずかる寺院。
- (三) 「諸寺」—— 寺に対する食封を所有せず、官治にあずからない寺院。

本章においては「大寺制」および「大寺」を頂点とする寺院の階級すなわち「寺格制度」について述べてきたわけであるが、天皇を中心とするピラミッド型の支配体制である中央集権体制の確立をめざす天武天皇において、以上のような「寺格制度」が執行されたことは、まさに政治の中に仏教というイデオロギー的な要素が包括された形を示すといえよう。

### 三 仏教の地方普及

前章において、仏教界の頂点に位置する「大寺」と、その下に続く「寺格制度」の確立について考察を加えてみたわけだが、本章では、「寺格制度」の底辺をなす地方寺院の様子を述べてみたい。

天武天皇の時代をさかのぼること約五〇年前の推古天皇三十二年（六

二四）九月丙子条をみると、

校<sub>二</sub>寺及僧尼<sub>一</sub>。具録其寺諸造之縁。亦僧尼入道之縁。及度之年月日也。當是時<sub>一</sub>。有<sub>二</sub>寺四十六所。僧八百十六人。尼五百六十九人。并一千三百八十五人<sub>一</sub>。

と記され、全体で四六の寺院が存在していたことがわかる。そして、この数字がほぼ実数に近いものであることは、最近までの考古学の調査などで確かめられている<sup>(18)</sup>。ただその寺院の分布は、畿内を中心とした狭い範囲に限られており、とても全国的なものとはいえない状態であった。

ところが、大化改新のクーデターにより、それまで仏教界の主導権を握っていた蘇我本宗家が滅亡し、この直後の大化元年（六四五）八月癸卯条の詔で、

凡自<sub>二</sub>天皇至<sub>二</sub>于伴造<sub>一</sub>。所<sub>レ</sub>造之寺。不<sub>レ</sub>能<sub>レ</sub>營者。朕皆助作。

と、孝徳天皇が寺院造立の援助を発表し、仏教界をリードしていく状態となると、次第に全国的な規模で寺院の建立がすすめられていったと考えられる。そして、壬申の乱を経て天武天皇から持統天皇の時代に仏教が中央集権体制の政治形態の中に組み入れられていくと、まさに爆発的に寺院の数が増加していったのである。

平安時代末期、天台宗の学僧皇円によって著された『扶桑略記』の持統天皇六年（六九二）九月の条に

有<sub>レ</sub>勅。令<sub>レ</sub>計<sub>二</sub>天下諸寺<sub>一</sub>。凡五百四十五寺。寺別施<sub>二</sub>入燈分稻一千束<sub>一</sub>。大官大寺。資財奴婢種々施入。改<sub>二</sub>舊洪鐘<sub>一</sub>。加<sub>二</sub>調銅數稻斤<sub>一</sub>。



新鑄<sup>18</sup>之。

とあって全国に五四五か所もの寺院の存在を示す記事が載っている。この記事が『扶桑略記』という史料的に問題のあるものに記載されていることから疑問視するむきもあるが、「五百四十五」という端数までぎざんだ数字を示していることから信憑性は高いと思われる。

また、考古学的な調査によって出土瓦などの状況から白鳳時代の寺院址の数も、近畿地方だけでも二八〇もの寺院址が確認されている。また全国的にも北は陸奥国から南は肥後国まで数にして五四四もの寺院址と思われるものが発見調査されている。<sup>(19)</sup>

以上のように全国的な数字だけを見ても、この数字が正確にその当時の寺院数を示しているとは考えられないが、おおむねこれに近い数の寺院は存在していたと思われる。そして、この数字が『扶桑略記』で示された数とほぼ一致していることは、はたして偶然であろうか。また分布地域についてもほぼ全国的な拡がりを示し、地方に対して仏教の普及が急速になされていることも理解できるのである。

この地方への急速な仏教の普及は、その経済能力の点から考えて、各地の地方豪族によって造営活動が行われ、その氏寺としての性格を濃くするものと思われる。

以上のように、地方への仏教普及は七世紀後半からさかんになったが、その原因として前にあげた大化元年（六四五）八月癸卯条の詔も考えられるが、それ以上に天武天皇の仏教を政治的に中央集権体制の中に組み入れたことが考えられる。つまり、地方豪族たちが新たに再

編成化された天武政権に近づくため、天武天皇が重視した仏教を用いて天武天皇の傘下に入ろうとしたのである。そこで、天武天皇一四年（六八五）三月壬申条の詔を考えてみたい。この詔は次のとおりである。

詔。諸國每家作<sup>レ</sup>佛舎。乃置<sup>レ</sup>佛像及經。以禮拜供養。

この詔の解釈については、とくに「家」についての解釈が従来から問題となってきた<sup>(20)</sup>。今日まで多数の論考が発表されているが、それらをまとめると以下の三つの説になる。

(一)「家」を一般に民家とする説。

(二)「家」を各国の国府の庁舎、つまり国衙とする説。

(三)「家」を地方豪族のこととし、この詔全体で氏寺建立の奨励をあらわしたとする説。

私としては、この三つの説のどれでもなく、「家」というものをもっと抽象的に考えて、天武天皇の打ち出した仏教奨励運動の一幹として考えたい。そのように考えれば、七世紀後半の爆発的な寺院数の増加も、この詔を考えれば、納得できるのである。つまり、この詔の裏には、非常に政治的な側面が隠されているといえよう。

## おわりに

本稿では、天武天皇による仏教政策を述べてきたわけであるが、そこには、仏教というイデオロギー的要素の濃厚なものまで、自分の政治目標である中央集権体制の中に組み込もうという強引な様相をうか

がうことができた。このような強引さは、天武天皇が壬申の乱という古代最大の戦いの勝利者で、**力**でもって権力を奪取したところに原因があると思われる。私自身としては、実在した天皇の中で天武天皇ほど権力の強かった天皇はいないと思う。その証拠として『万葉集』の中で、「大君は神にしませば」という現人神思想をあらわすものがこの時代以後出てくるのである。

ただ今回の論考では外来宗教である仏教政策についてののみを扱った。本当の天武天皇の実力をみるには、古来から各氏族間で信仰された氏神を中心とする神祇信仰を天武天皇自身がどのように政策の中に組み入れていったかを考察しなければ、片手落ちのような気がする。

それから文献の世界以上に考古学の分野では日々新しい発見がなされて新聞・雑誌などの紙上をにぎわせている。したがって考古学の状況も把握していかなければならないのである。

以上の点を今後の課題として、天武天皇の宗教政策を研究していきたいと思う。

#### 注

- (1) 本稿における紀年法は、明治初頭に大友皇子を即位したものととして認め六七二年を大友皇子の諡である弘文天皇元年とせず、『日本書紀』に記載されている紀年法を使用している。
- (2) 以下『日本書紀』からの引用記事については、『日本古典文学大系』（岩波書店刊行）を用いることにする。
- (3) 『続日本紀』巻第一四 天平一三年三月乙巳条。この詔と同様の記

事は『類聚三代格』巻三や、『政治要略』巻五五に載せられているが、『続日本紀』の記事だけが、三月二十四日の日付になっており、残りの『類聚三代格』や『政治要略』における記事では二月二十四日の日付で発詔されたとしている。この件については『続日本紀』の記事は全体として、もともとあった史料を簡略化したもので、『類聚三代格』と『政治要略』の記事の方が原詔に近いものとされ、従来

- の学説では、二月二十四日の発詔が定説とされている。
- (4) 『続日本紀』巻第一五 天平一五年一〇月辛巳条。
- (5) 鶴岡静夫「飛鳥仏教の検討」(同著『日本古代仏教史の研究』一九六二年に所収)

- (6) 中井真孝「七世紀後半の国家と仏教」(『ヒストリア』第五五号 一九七〇年)

- (7) 田村円澄「国家仏教の成立過程」(『史淵』第九〇輯 一九六三年。後に、同著「飛鳥仏教史研究」一九六九年に所収) この田村氏の見解は、柴山正顕「天武朝における国家仏教の成立について」(『日本仏教』第三二号 一九七〇年) にも踏襲されている。

- (8) 高取正男「奈良仏教」(家永三郎監修『日本仏教史 古代編』一九六七年に所収) 後に、『高取正男著作集1 宗教民俗学』一九八二年に、「奈良仏教の展開」と改題され所収されている。

- (9) 宮城洋一郎「律令制下の仏教―天武朝における律令仏教の形成―」(『龍谷大学仏教文化研究所紀要』第二六集 一九七七年)

- (10) 田村注(7) 論文

- (11) この他に家永三郎氏は「飛鳥寧楽朝における仏教興隆運動」(『歴史学 研究』第一〇巻第八号〜第九号 一九三〇年)、井上光貞氏は「憲法十七条と三経義疏」(同著『日本古代の国家と仏教』一九七一年に所

- 収)、蘭田香融氏は「国家仏教と社会生活」(『岩波講座 日本歴史 4 古代4』一九七六年に所収)の中で成立時期を推古天皇の時代とし、二葉憲香氏は、「古代国家と仏教との結合」(同著『古代仏教思想史 研究』一九六二年に所収)の中で大化改新時とされている。
- (12)『日本書紀』天智天皇一〇年一〇月庚辰条。
- (13)井上光貞「律令的国家仏教の形成」(注(11)同著に所収)、仲野浩「奈良時代における定額寺」(坂本太郎博士古稀記念会編『続日本古代史論集 中巻』一九七二年に所収)
- (14)これ以前は、「百済大寺」とか「高市大寺」とよばれていた。
- (15)『日本書紀』白雉四年六月条。
- (16)福山敏男「川原寺」(同著『奈良朝寺院の研究』一九四八年に所収)
- (17)この天武天皇八年四月の詔をもって、竹内理三氏は「貴族と寺院」(同著『律令制と貴族政権 第二部』一九五八年に所収)の論考の中で「定額寺」の起源とする説を示されている。
- (18)稲垣晋也「飛鳥時代の寺院址」(石田茂作監修『新版 仏教考古学講座 第二巻 寺院』一九七五年に所収)
- (19)稲垣晋也「考古学から見た初期寺院の造営」(『東洋学術研究』第一八巻第三号 一九七九年)
- (20)拙稿「『天武朝国分寺創建説』について」(『駒沢史学』第二八号 一九八一年)の中で、この詔の解釈についての研究史についてまとめておいた。